



**Q: 楽天株式会社と本市との契約について**

**A: 司法の判断を見守り、その内容によっては入札参加資格停止等措置の規定等を参考に対応したい。**

大谷龍雄議員

**楽天株式会社に対して公正取引委員会が東京地方裁判所に行った緊急停止命令の申立てによる本市との契約の検討について**

大谷 五條市は、ふるさと納税に関する返礼品の業務を楽天株式会社と契約している。しかし、楽天株式会社が入札した利用者への送料を出店業者の負担で一律無料にする方針を決めたことに対し、出店業者から厳しい批判が上がり、公正取引委員会が調査に入っていたが、独占禁止法違反の疑いで東京地方裁判所に緊急停止命令の申立てを行った。

その後、3月6日に楽天株式会社は一律送料無料を撤回し、各出店業者の選択で送料無料の適用が除外されるようにして対応可能な出店業者のみで実施すると発表した。しかし、出店業者は、送料無料の適用除外

を申請すると検索で不利になり、コンビニやロッカー等での受取りができなくなると批判している。

これからの楽天株式会社の問題や大きな批判を受ける行為があれば、楽天株式会社との契約は検討すべきではないかと考える。

平成30年度決算でのふるさと納税の寄附総額と件数及び楽天株式会社との契約金額の総額及びその中に占める返礼品額を伺う。

**市長公室長** 本市では、ふるさと納税の返礼品掲載サイトとして「楽天ふるさと納税サイト」を利用して

いるところではあるが、ふるさと五條市応援寄附金推進事業実施要綱に基づき、ふるさと納税参加事業者が返礼品の発送に要した費用については、本市が負担していることから、ふるさと納税参加事業者による送料の

負担はない。

今後は司法の判断を注意深く見守り、その内容によっては本市の入札参加停止等措置の規定等を参考に対応を検討したいと考えている。

平成30年度の寄附金総額は約4,119万円、件数は3,632件で、楽天株式会社への委託料は返礼品額込みで約2,258万円である。



その他の一般質問

1 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について

① 首相の小・中・高等学校・特別支援学校の一斉休校要請への市の対応について

② 保護者・関係者の要望と負担への対応について

2

自衛隊の中東派遣から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致及び二千メートル級滑走路計画の危険性と災害の原因をなくす効果的な取組について

① 国会の審議を経ずに閣議決定した自衛隊の中東派遣及び憲法改正の危険性について

② 自衛隊と米軍による国内での訓練・演習による危険性について

③ 陸上自衛隊駐屯地誘致及び二千メートル級滑走路計画に関する費用負担について

④ 大災害の原因である地球温暖化防止対策と上流ダム等の緊急放流防止の取組の強化について

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理について

① 一般廃棄物と産業廃棄物の混入防止について

② 五條市し尿汲取料等審議会へ提出した平成30年度決算における許可業者の収入額について

3月定例会で本委員会に

五條市大塔ライフハウス条例の制定、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の一部改正、

令和元年度五條市一般会計補正予算（第7号）議定の3議案が付託され、審査の結果、全員一致で可決すべきものとされました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

**五條市大塔ライフハウス条例の制定について**

**委員** 事業の趣旨や目的は。

**答弁** 大塔町地域審議会、旧大塔小・中学校の跡地の利活用について議論をしていたとき、地域福祉の振興施設として活用していきたいとの意見があり、その受け皿として福祉を目的とした公益施設として所管替える目的である。

**五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の一部改正について**

**委員** 使用料の減免対象者の内容は。

**答弁** 生活保護世帯、また入居世帯員が傷病等で3か月以上療養した場合、若しくはそういう程度が対象である。**委員** 療養中の方であっても、しっかり調査をしていただき、間違いのないようお願いする。

**令和元年度五條市一般会計補正予算（第7号）議定について**

**委員** ICT教育推進事業の今後の取組は。

**答弁** 令和2年度は小学5年生、6年生及び中学1年生を対象に626台、令和3年度は中学2年生及び3年生を対象に388台、令和4年度は小学3年生及び4年生を対象に367台、令和5年度は小学1年生及び2年生を対象に221台のタブレット端末を段階的に導入していく予定である。

**委員** ため池ハザードマップ作成における重点は。

**答弁** ため池が決壊したときに、例えば下流域に人家や公共施設があったり、被害がどれだけ大きくなるかを重要視している。

**委員** 危険なため池の改修は。

**答弁** 市内の大きいため池で、受益が2ヘクタール以上のため池は、県営事業等によりほぼ一次改修は終わっている。

**委員** 職員手当等退職手当追加の内容は。

**答弁** 当初予算で理事者1名分並びに定年退職者6名分として計上したが、本年度内の勸奨退職者5名分と自己都合退職者3名分とを合わせて追加計上したものである。

**委員** 途中退職はそれまで培ってきた経験や知識を生かせる年月を残しての退職なので残念な結果であり、今後極力定年まで全うできるように職場環境の構築に努めていただきたい。

**新たな過疎対策法の制定に関する意見書(抜粋)**

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機にひんするなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食料の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、強く求めるものである。

記

1. 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。（略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

五條市議会

## 厚生建設常任委員会

3月定例会で本委員会に五條市立阪合部学童保育所条例の制定、五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正、五條市都市公園条例の一部改正、調停の申立て、令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算(第3号)議定等の6議案が付託され、審査の結果、全員一致で可決すべきものとされました。委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

### 五條市立阪合部学童保育所条例の制定について

**委員** 休所する阪合部保育所を学童保育所に使う理由は。  
**答弁** 公立学童保育所の設置のない小学校区で学童保育所を必要とする人は、現在、本町学童保育所で受け入れている。令和2年度の利用申込状況を確認すると、定員をはる

かに超える人数となり、新たに学童保育所を設置する必要が出てきたため、検討の結果、阪合部保育所を利用して設置することとなった。

**委員** 阪合部小学校を選定しなかった理由は。  
**答弁** 小学校と学童保育所を分離する等で、整備費用が保育所を整備するよりも掛かるためである。

### 五條市立養護老人ホーム設置条例の一部改正について

**委員** 現在の入所者は。  
**答弁** 男性16人、女性27人の合計43人である。

**委員** 災害のときは、福祉避難所という位置付けになっているが、避難できるスペースの準備は。  
**答弁** 近くの避難所の二次避難所として集会室がある。60人の定員のうち55人程度の入所として、残りを緊急シヨートステイ及び避難の

ために5人分を空けている。  
**五條市都市公園条例の一部改正について**

**委員** 五條中央公園の物販施設の数と行商スペースの場所は。  
**答弁** 物販施設は一つで、行商スペースは、物販施設に隣接した西側部分で、大きさは3メートル掛ける6メートルを予定している。

**委員** 出店は地元が優先なのか。  
**答弁** 地元の方を優先し、まずは自治会に相談したいと考えている。

**委員** 行商スペース使用にあたって必要な資格はあるのか。  
**答弁** 食品衛生責任者等の資格を考えている。



**委員** 行商スペースは1日あたり3,600円であるが、土、日、祝日、平日とも同じ料金なのか。  
**答弁** 全部同じである。  
**委員** 多目的グラウンド使用は無料となっているが、市民だけが無料なのか、市外の方も無料なのか。  
**答弁** 市外の方の利用も無料である。



### 調停の申立てについて

**委員** 五條市クリーン・オアシス建設に伴い、地元から要望のあった周辺環境整備事業の費用負担の市の持ち出し分約1億9千5百万円の3分の1、約6千5百万円の調停であるが、建設時に周辺環境整備の費用負担に触れていなかったのか。  
**答弁** 五條市としては、新し尿処理施設整備における

費用負担の中に周辺環境整備は含まれている認識であったが、吉野町としては、含まれていない認識であり、食い違いがある。  
**委員** 協定書などはあるのか。  
**答弁** 平成23年3月に覚書を締結している。  
**委員** 吉野町の現在の考えは。  
**答弁** 吉野町は1千万円の費用負担を主張している。  
**委員** 1千万円の根拠は。  
**答弁** 平成19年に大塔町のし尿を当時の衛生センターで処理することになった際の委託費の3分の1を吉野町が負担した経緯があり、その20年分である。  
**委員** 規模も加味し、裁判ではなく、調停でしっかりと解決していただきたい。



# 予算審査特別委員会

3月定例会では、令和2年度の各会計予算について、慎重審査を期するため、本委員会を設置して、審査を行いました。

審査では、まず、総括質問、続いて、各費目について審査を行いました。総括質問及び一般会計の各費目の審査内容の一部を抜粋してお知らせします。

## 総括質問

**五條市元気なまちづくり交付金について**

**委員** 新年度予算に計上されていない理由は。

**答弁** 五條市元気なまちづくり交付金、五條市学生版元気なまちづくり交付金、五條市花のまちづくり交付金の3つの制度を一本化して五條市元気なまちづくりチャレンジ補助金として計上している。  
**委員** 地域で有効活用できる補助金を途絶えさずに、市民に提供していただきたい。

## 災害時の備蓄品について

**委員** 災害時の備蓄品はどのようなものがあるか。

**答弁** 備蓄計画があり、数値目標として7、168食の非常食、段ボール製ベッド約50個、使い捨ての厚手のおしぼりを購入の予定で、水はコーラ・コーラボトラーズジャパンとの年間協定で2リットルのペットボトル1、800本が無料で提供されることになっている。

## 市の相談窓口について

**委員** 高齢者が一人暮らしで困ったときの相談窓口は。

**答弁** 地域政策課で行政相談、個人相談の受付をしており、広報等で周知している。

**委員** 地域政策課の電話番号を載せた冷蔵庫に貼る磁石のステッカーのようなものを配布してもらいたい。

## 合併浄化槽について

**委員** 下水道区域における合併浄化槽に係る補助金制度は。  
**答弁** 浄化槽の補助金は、下

水道区域外に対して、国・県の補助制度があるが、下水道区域内はない。基本原則を守らなければ必ずみが出てくる。現時点では、基本原則に従うしかないと考えている。  
**委員** 非常に難しいが、今後要望していきたい。

## 通学の取組について

**委員** 保護者が学校まで子供を送る際のルールはあるのか。

**答弁** 小学校は徒歩又はスクールバス通学、中学校は徒歩、自転車及びスクールバス通学で、特別な事情がない限り送迎は認めていない。特別な事情がある場合は、学校と個別に協議している。

## 墓地のごみについて

**委員** 墓地のごみの処分方法は。

**答弁** エコ・リレーセンターごじょうで、減免申請により無料で受け入れている。  
**委員** 持ち込む手段がない方も多くなっているの、知恵を絞っていただきたい。

## 耐震診断結果について

**委員** 中央公民館・市民会館の耐震診断結果に基づく今後の取組については。  
**答弁** 直ちに休館、閉館をしなければならぬ状況ではないと聞いているが、報告内容が難解であるため、今後建築構造の専門家で検討委員会を立ち上げ、意見を付けて公表することを考えている。

## 異物混入マニュアルについて

**委員** 異物混入マニュアルの策定についての経過は。

**答弁** 平成25年に簡易なものを作成しているが、見直しを行い、令和2年4月1日から新しいマニュアルとなる予定である。新しいマニュアルでは、異物混入防止対策などを講じている。

**委員** インターネットでも閲覧できるように願います。

## 入札について

**委員** 一般競争入札において応札者がなく、同じ条件で再入札したとき、2者以上の応札がない場合、1者では入札は成立しないのか。

**答弁** その場合は不落随意契約に移行する場合もある。

**委員** 一般競争入札において1者の入札の場合は、市の規定により入札は成立しないことと間違いないのか。

**答弁** 当該入札は成立しない。  
**市歌、市旗について**

**委員** 市歌、市旗について条例で制定されているのか。

**答弁** 条例、規則、告示等で明確に定めたものはない。県下12市の中で、条例を制定している市はない。

## 歳出について

## 衛生費について

**委員** ごみ集積所等整備事業補助金の内容は。

**答弁** 各自治会に設置しているごみ集積所の整備のための補助金で、申請のあったところを整備していくもので、事業費の3分の2を補助し、上限額30万円である。ただし、自治会員以外も利用する場合は、上限額45万円とし、全額の補助である。